

富士箱根伊豆国立公園

箱根地域生態系維持回復事業計画

平成29年10月2日

農林水産省

環境省

1. 生態系維持回復事業計画の名称

富士箱根伊豆国立公園 箱根地域生態系維持回復事業

2. 生態系維持回復事業計画の策定者

農林水産省、環境省

3. 生態系維持回復事業計画の計画期間

平成 29 年 10 月 2 日から下記の目標が達成されるまでとする。

4. 生態系維持回復事業の目標

富士箱根伊豆国立公園箱根地域は、神奈川県と静岡県にまたがる 5 市 3 町の合計面積 11,166 ヘクタールの区域で、そのほとんどを神奈川県箱根町が占めている。箱根地域は、典型的な複式火山で、複雑な地形を呈している他、植物相が豊富で固有種が多く、標高 800m 以上の部分では、ブナ、ヤマボウシ、ミズナラ等の自然林が残されており、富士山火山帯固有のハコネコメツツジ、マメザクラ、サンショウバラなどの植物が分布している。また、箱根カルデラ北西部に残るカルデラ床である仙石原湿原は、神奈川県唯一の湿原であり、首都圏の比較的低地に現存する数少ない湿原で、希少な湿原植物や昆虫などが生育・生息している。仙石原湿原は山焼きや草刈りなど人為的な管理により維持されている半自然草地でもある。

しかし、100 年以上にわたってニホンジカの生息が確認されていなかった箱根地域においても、1980 年代からニホンジカの目撃が目立つようになり、平成 25 年度には仙石原湿原の中でもニホンジカが活動していることが明らかになった。箱根地域において、これからも徐々に密度が増加していくことが予想され、今後、踏み荒らし・採食圧の高まり等の影響が懸念されるなか、貴重な湿原植物のある仙石原湿原については特に影響を受けやすく、その保全は急務である。

また、特定外来生物であるオオハシゴンソウ、生態系被害防止外来種であるオオアワダチソウ、オオブタクサ等の外来植物が箱根地域内で確認されており、生育地の拡大により在来植物への被圧等、生態系への影響が懸念される。

上記の状況を踏まえ、将来的に箱根地域において、平成 29 年現在の状況と比較して植生劣化が起きない程度にニホンジカの密度を維持するほか、外来生物の防除も含めて生物多様性の保全（るべき生態系の維持、希少植物の地域絶滅の防止）を図るとともに、観光業及び農林業への影響が最小限となるようにすることを目指す。

以上の長期目標を見据え、今後、5 年間を目途に現状を把握した上で、目標個体数を含む具体的な数値目標等を設定する。また、当面は保護すべき植物群落について植生保護柵や外来植物の排除等により保護対策を講じ、特に仙石原湿原についてはニホンジカの影響の完全排除を目指すことを目標とする。

5. 生態系維持回復事業を行う区域

富士箱根伊豆国立公園箱根地域全域

6. 生態系維持回復事業の内容

(1) 生態系の状況の把握及び監視（モニタリング）

箱根地域の生態系を特徴づける植物の生育状況及び攪乱要因であるニホンジカの生息状況と外来植物の侵入状況・生育状況を把握するための調査を行い、その動向を定期的に把握及び監視（モニタリング）する。

① 植物の生育状況の把握

植生調査等を実施し、ニホンジカ及び外来植物の影響による植生の変化を経年的に把握する。

② ニホンジカの生息状況の把握

ニホンジカの推定生息数、増減傾向、分布域、移動経路等の行動特性等を把握するため、糞粒調査、自動撮影、発信器の装着、捕獲管理データの活用等による調査及び資料収集、分析等を実施する。

③ 外来植物の監視

侵略性の高い外来植物の侵入、生育状況等の監視を行う。

④ 植生保護柵の効果及び影響の検証

植生保護柵の効果・影響を把握するために、柵の設置前、設置後に植生調査を実施する。その際に、設置後に中小型ほ乳類の行動が制限されていないかも併せて検討する。

(2) 生態系の維持又は回復に支障をきたすおそれのある動植物の防除

① 上記（1）の調査及び監視の状況を踏まえ、銃器、くくりわな、囲いわな等によるニホンジカの捕獲を行う。なお、箱根地域は国内有数の観光地であり、銃器による捕獲が難しい場所も多く想定されることから、わな猟や誘引捕獲等新たな捕獲手法の検討を進める。また、湿原・草原等、特に植生保護が必要な場所においては、ニホンジカの採食圧、踏圧から植生を守り、回復させるため、植生保護柵（防鹿柵）を設置し、適切な管理を行う。柵の設置にあたっては、景観や山焼き活動に対する影響に配慮する。

なお、ニホンジカの捕獲、植生保護柵（防鹿柵）の設置等に当たっては公園利用者の安全及び快適性の確保並びに植生及び他の動物への影響を最小限に留めるこ

とに努めるとともに、国立公園区域と隣接する近隣区域における対策と十分に連携を図り、効果的なものとなるよう適切に取り組むこととする。

② 外来植物の除去、外来植物種子除去マットの設置等を行い、特に侵略性の高い外来植物（特定外来生物等）については根絶を目指す。

(3) 動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善

ニホンジカによる攪乱、採食圧等の影響で植生の衰退等が懸念される地域においては、上記（1）の調査及び監視の状況を踏まえ、平成29年現在の状況より劣化を招かないよう、地域絶滅のおそれのある植物種をはじめとする当該地域に生育する植物の生育環境の維持又は回復を図る。

(4) 生態系の維持又は回復に必要な普及啓発

当該生態系の保護の必要性、ニホンジカによる被害状況、捕獲等の対策の必要性、餌付けの禁止、外来植物の侵入状況及び生育状況、外来植物の防除の必要性、本事業の実施状況等について、インターネットやパンフレット等を活用し、地域住民や公園利用者等に普及啓発を進めるとともに、地域の主力産業である観光業との共存を図り、本事業への理解と協力を働きかける。

(5) 前各号に掲げる事業に必要な調査等に関する事業

対策の効果を適正に評価するためのモニタリング手法や新たな防除手法の研究等、順応的な管理の実施上より効果的な事業実施に必要な調査研究、実証試験等を行う。

7. 生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

(1) 生態系維持回復事業計画の評価及び見直しに関する事項

順応的な考え方のもとに対策を実施していくため、助言機関としての植生の専門家、シカの専門家、及び観光の専門家からなる科学委員会を設置し、同委員会の助言・提言を踏まえ、5年をめどに、対策の実施状況、モニタリング結果、目標の達成状況等総括的な検証・評価を行い、本事業計画の見直しを行うこととする。なお、期間内にあっても必要があると認められる場合には見直しを妨げないこととする。

(2) 生態系維持回復事業の実施に関する計画との連携に関する事項

本事業の推進に当たっては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき神奈川県が策定した「鳥獣保護管理事業計画」、「第二種特定鳥獣管理計画」、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づき関係市町村が策定した「鳥獣被害防止計画」、環境省・神奈川県・箱根町で構成

する仙石原湿原保全行政連絡会議で作成した仙石原湿原保全計画書等との整合性を図るものとする。

また、国有林野の管理経営に関する法律に基づき関東森林管理局が策定した「地域管理経営計画（神奈川森林計画区）」等との整合を図る。

（3）生態系維持回復事業の実施体制に関する事項

富士箱根伊豆国立公園箱根地域仙石原湿原等におけるシカ対策検討委員会でとりまとめた「箱根地域仙石原湿原等におけるシカ対策に係る提言」を踏まえ、関係行政機関、関係団体等は本事業に係る情報を共有し、連絡調整を図るとともに、連携及び協力して必要な事業を行うものとする。

連絡調整の場として上記の関係者等で構成する協議会を設置する。